

■ 第4回分科会の審議内容について

番号	資料番号	該当箇所	議事・質問内容	議事・質問への対応と回答等
1	資料1 (第4回)	番号33, 34	33, 34(交流)については, P31に記載部分ということか。 「地域交流」といったときに, 助成金がでているということしか頭に浮かばない。(親御さんたちに, 「がんばりなさい」と言っているように聞こえる) 地域交流支援コーディネーターの派遣も, 以前聞いた時には, 実績が1件程度だった。今後も, これだけで終わっていくということか。	この部分は, 現在実施している主な事業を参考で列記している。今後実施する事業は記載していない。今後どうするかということは, 上部の〇で文章で記載している。
2	資料3	目標1 (P11)	施策1-1 相談支援 の2つ目の文章中の「区の基幹相談センター設置」について, 指定特定相談支援事業所が増えていくことが前提となっていると思う。「高い専門性」を目指すのであれば, いかに事業所を増やすかが重要である。 相談支援事業所についても, ただ民間参入を待つのではなく, 市として増やす施策をとるべきではないか。施策としての取り組みを示してほしい。	相談支援については, ご指摘のとおりである。専門性の確保をしていく一方で, 区の基幹相談支援センターとしてしっかり成長していきたい。計画相談事業の移行がカギとなると考えている。この辺についても, 記述内容を検討したい。 相談支援事業所は, 現在増えているところであるが, 経営状況も含め, 今後も推移を見守っていきたい。
3	資料3	目標1 (P14)	施策1-4 施設サービス等の推進 の2つ目の文章中の「地域活動支援センター」は, II~IV型の何か, 全部か。	施策1-4については, ご指摘のとおり, II~IV型に限った内容である。記載については工夫したい。
4	資料3	目標1 (P16)	施策1-6 年金・手当等 について, 市福祉手当については, 「障がい者や関係者の意見を伺い」とある。受給者の状況によって, 手当の重みは違うと思うので, 受給者の生活実態をよく把握したうえで検討をお願いしたい。また, この制度は, 重度心身障がい者の福祉に資するものという趣旨でスタートしているため, あり方が変わる場合も, 重度心身障がい者に対する施策に配慮してほしい。	重度心身障がい者の方の生活実態については, 実態調査を行っているので, そちらで分析していきたい。施策については, どういった展開をするのかを含め, こちらの審議会の場でも議論をお願いしたい。
5	資料3	目標1 (P19)	施策1-9 発達障がい児・者への支援 について, 「既存の社会資源の集約再編や, 機能強化, 利便性の向上を図る」とあるが, 具体的にはどういう内容か。(具体的な記載をお願いしたい。)	既存の発達障がい関連施設(発達障がい者支援センター, 療育センター, 就労支援センター, 発達教育センター, 精神保健福祉センター)の有機的な連携のあり方(どういったことを一緒にやったら効果的なのかなど)を検討し, 施策を組み立てていきたいと思っている。
6	資料3	目標1 (P20)	施策1-11 災害対策の推進 についてであるが, 福祉避難所はすでに指定されているところがあるのか。	障がい種別により, 社会福祉法人を中心に, 協力に関する協定を結んでいる。記載のとおり, 二次避難所として設置するため, 現在のところ公表はしていない。公表しない理由として, 二次避難所であるという性質上, 必要に応じた開設であるため, 行政側で把握している。
7	資料3	目標1 (P20)	指定数はどれくらいあるのか。十分な数あるのか。	39施設である。
8	資料3	目標1 (P20)	施策1-11 災害対策の推進 について, 人工呼吸器利用しているような重度の障がい者に対する対策が記載されていない。重度者の災害時の避難について, 市の考えは。	現在は記載がないため, 検討したい。
9	資料3	目標1 (P21)	施策1-13 人材の育成・研修 の3つ目の文章で, 地活のピアスタッフ配置は, 全国的に見ても先駆的な取り組みであると聞いている。今後もピアスタッフへの支援をお願いしたい。	ピアスタッフについても, 継続してやっていきたい。
10	資料3	目標1 (P21)	施策1-13のピアスタッフについて, これは, 精神障がいのみか。その他の障がい, 例えば難病のピアスタッフ養成は含まれるのか。 ぜひ難病を入れてほしい。ピアサポートは重要であるので, ピアサポートしてくれる人の人材育成を入れてほしい。	この記載は, 今のところ精神保健福祉分野を想定している。

番号	資料番号	該当箇所	議事・質問内容	議事・質問への対応と回答等
11	資料3	目標1 (P22)	基本理念にもあるが、「親亡き後」について項目を設けてはどうか。成年後見や情報提供など、広い分野に関わる内容だと思いが。	別資料でポイントを説明する。計画の中にちりばめてある状態である。記述の仕方を検討したい。【施策1-14 として記載】
12	資料3	目標2 (P26)	施策2-1 就労支援 について、例えば、就労移行支援は、就職させればさせるほど事業所の収入は減少する。支援職員は確保する必要があるため、経営的に厳しい。事業開始当初からわかっていたことであり、必要な事業だとは思いますが、限界にきているのではと思っている。A型事業所が増えてきているが、西日本新聞で報道があったような不適切な事業所も、実際にあるのかわからないが、課題は大きいと思われる。このような状況について市の見解は。 A型事業所が増えてきた中で、利用者の確保という本来の目的と違う動きをする事業所が出てきている。国がどう考えているかはわからないが、地方からも、そのような現状を言っていく必要があるのではないか。	委員のご指摘はごもっともな面もある。現段階では、A型や就労移行支援の指定申請も増えているが、それ以上に、利用者、特に精神障がい者を中心に就労意欲を持っている利用者が増えている。数字で見ると、事業者の伸び以上に、利用者希望者が伸びている。より自分の能力を活かせる事業所への転職者も見られ、選択肢が広がっているという意味では、利用者にとってプラスになっていると考えている。ただし、不適切な運営をしている事業所もあるということで、実地指導の中で助言・指導を行って、利用者にとってよりよいサービスの提供が図られるように、今後も指導を続けていく。
13	資料3	目標2 (P26)	施策2-1 就労支援 について、3つ目の文章で、「企業へのサポート体制を構築」とあるが、障がい者雇用について関心が高まっているのは事実だと思う。企業が抱えている不安の要因として、情報不足、ノウハウ不足があると思う。ここで記載のサポート体制について、具体的な内容は。	今後の検討課題と考えている。新たな事業を起こしていくので、財政状況も見ながらとなる。直接的な就労移行のような支援は、民間も育ってきているため、就労支援センターを中心に、環境整備を進め、企業に対する人的支援を検討したい。
14	資料3	目標2 (P27)	施策2-2 福祉的就労の底上げ について、直接かかわっているわけではないのだが、ときめきショップの-marginが高く、工賃向上につながらないという声を時々耳にする。市から適切な助言をお願いしたい。	企業である発注者と受注者とのコーディネートを行い、ミスマッチを失くしたり、企業に営業をかけたりにしている。marginは約2割を設定している。コーディネートには、それなりの事務量・作業量が発生するため、そういった声があることも踏まえたうえで、より適切なサービス提供の実施や、受注・発注コーディネート事業を実施していきたい。
15	資料3	目標2 (P27)	市はそのあたりの実態は把握しているのか。ときめきショップの売り上げなど。我々にも、そういった状況をおしえてほしい。	毎月、受注業者との会議を設け、受注者側から販売促進、受注状況、売上等の報告を受けている。受注者側からも金額についての希望が出されることもあるし、新たな事業提案を受けることもある。こまめに実態の把握は行っている。
16	資料3	目標2 (P27)	一般企業とのやり取りでは、20%では済まない。ときめきショップも活用しながら、自分たちでも販路拡大に努める必要があると思う。ときめきショップの運営は、商品の売り上げだけではなく、いろいろな事業収益を組み合わせで運営されている。20%だけでは、人件費を賄うことは不可能。施設側が、自ら考え、売り上げ向上を目指す必要がある。会長が言われたように、数字を示してもらいたい。	【資料1-2】
17	資料3	目標2 (P28)	施策2-4 意思疎通支援 について、主に手話通訳者について記載してあるが、視覚・聴覚障がいの方以外にも、重度の障がい者に対する意思疎通支援についても記載してはどうか。	施策1-2で記載している。再掲なり、記載の工夫をする。
18	資料3	目標2 (P29)	施策2-6 スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進 について、2つ目の文章に「レクリエーション活動の振興を図る」と記載があるが、主な事業の「在宅重度障がい者レクリエーション」が見直し対象事業にあがっている。外出・レクリエーションは、在宅障がい者の社会参加の大きな要素となる。今後しっかり検討していただきたい。福祉バスの利用方法が大きく変わり、費用負担が大きくなった。(利用しづらくなった。)社会参加の促進を図るという方向からは、大きく離れる。施設に通所している人は、その施設でのレクリエーションに参加できるが、在宅者はそういった機会がなかなかない。特に、重度の人は、リフトバスが必要であるが、福岡市近郊ではリフトバスを持っている事業所が少ない。遠方から調達する必要があり、大きな経費負担が発生する。在宅者の外出の機会が減少しないようお願いしたい。	今後も継続して推進していくが、社会情勢の変化により、今までのやり方や対象者の検討などが必要であると考えている。社会参加推進センターのあり方もあわせ、全体的な検討が必要であると考えている。福祉バスについても、課題は認識している。
19	資料3	目標2 (P29)	ご意見があったので、例えば「在宅重度障がい者の方のレクリエーション活動を支援する」とか、項目をあげていただいたらよいのでは。ご検討を。	
20	資料3	目標3 (P32)	施策3-1 啓発・交流の推進 について、障がい児地域交流支援事業について、これまでの実績などをおしえてほしい。	子ども会などに助成。今年度は、3か所の申請があっている。上限額10万円。公民館や市政だよりでも広報しているが、利用が伸びていない。

番号	資料番号	該当箇所	議事・質問内容	議事・質問への対応と回答等
21	資料3	目標3 (P32)	障がい者週間などは当事者しか集まらない。今あげてある事業は、研修のような事業で、関係者しか集まらないと思う。障がいのある人と直接ふれ合う機会を増やさないと、なかなか理解は進まない。養護学校との交流などは行っているのか。子どもの時からそういった機会を増やさないと、障がい者に対する関心・興味の土壌は作られないのではないか。	*委員からの質問に対し、他の複数委員から情報の提供があった。 早良区の特別支援学校がある校区では、子供たちの交流が行われている。今回、人権コンサートということで、聴覚支援学校の生徒がダンスをしたり、手話でみんなと輪になって交流した。日頃から人権教育をとおして交流している。
22				小学校・中学校くらいまではクラスに障がいのある子がいることもあるが、高校になると分断されるように感じる。「高齢者」「障がい者」というふうにくるから、関係ない人たちが外れるのではないか。「支援が必要な人」という視点も必要ではないか。
23				社会参加推進センター事業の一環として、出前福祉学習というものを実施している。小学校・中学校・企業に、障がい当事者が出向いている。小学校4年生が1番多い。小さいころから障がい者とふれあうということが重要である。市の啓発事業として取り組んでいただきたい。
24				学校間交流や居住地交流(住んでいる校区の学校で授業を受ける)を行っている。また、市独自の制度として、ふくせき制度というものがある。小学校に入るとき、または中学校に入るときに、その子が住んでいる校区の学校の入学式に参加する。保護者、本人が希望する場合のみではあるが、「地域にこの子が住んでいます、よろしく願います」という意味を含め、広く地域のみなさんに知っていただくためにやっている。
25	資料3	目標3 (P33)	施策3-2 広報・情報提供の充実 について、ICT、市政だよりなどの活用だけでは、必要な人に必要な情報は届かないと思う。難病当事者に行ったアンケートでも、重度障がい者入院時コミュニケーション事業を知っていたのは、30%程度だった。マスではなく、個々に届けるような手法が必要ではないか。丁寧な情報提供を行わないと、必要な人に情報は届かない。	課題だと思う。その辺りの視点で、記述を工夫する。
26	資料3	目標4 (P35)	施策4-1 権利擁護・虐待防止 の○の1つ目について、必要な制度であると思うが、最近報道でも、専門職である弁護士等の使い込みなどが目立つ。親族の使い込みがもっと多い。市も、市民後見人制度などされているが、現状だけを見るととても不安である。啓発も含めた制度の周知が必要ではないか。理解を深め、より良い制度にしていくべき。	成年後見制度については、国(国会)でも、見直しを含め検討されている。そういった動向を見ながら、どうするか検討することになると思う。この部分については、今後重要になってくる。障がい福祉サービスの契約をする際、経済的虐待などでも、どうするかという課題になってくる。それから、報酬助成の話で、市長申立てであれば報酬助成するが、そうでない場合は助成がない。今後伸びてくると思うが、財政的な問題が後ろに控えている。そういった状況(自己決定等も含め)を踏まえ、検討する必要がある。
27	資料3	目標5 (P37)	平成26年に差別に関するアンケートを行い、1,000を超える事例が集まった。おそらく、福岡市では初めてではないだろうか。こういった、差別の重大性について、市民のみなさんと共有し、認識をともにする必要があると考えている。今記載されている5-1は大切だと思うが、市として、条例の制定が必要であると思う。法律でも「差別」についての定義がない。付帯決議において、あえて地方公共団体で条例制定を認めると謳っている。国においては、あまり実効性がない、その実効性を担保するため、各自治体で条例制定を認めていると考える。ユニバーサル都市を推進している。誰にでもわかる仕組みを定める必要がある。市全体の行動規範を作り、それに則っているいろいろな仕組みを作り、対応する必要がある。つくる会としては、5-1の中に、条例制定について記載していただきたい。	条例制定については、市としてよりよい施策のあり方を、条例も含め検討していく。保健福祉総合計画の中で、どのように記述するのかは検討させていただきたい。
28	資料3	目標5 (P37)	目標5の中に「ほぼすべての団体」から要望が出されており、市としても推進する必要があると記載しているのだから、条例制定について、市の姿勢をぜひ計画の中で示していただきたい。条例の制定は、目標3、目標4も含まれる内容だと考える。大変重要なことであると思うので、ぜひ検討していただきたい。	

番号	資料番号	該当箇所	議事・質問内容	議事・質問への対応と回答等
29	資料3	目標5 (P37)	「つくる会」は、市からの参加はないのか。	メンバーとしては入っていないが、事務局をとおして情報共有をしており、避けているわけではない。
30	資料3	目標6 (P41)	施策6-2 療育・支援体制の充実強化 の放課後等デイサービスについて、特別支援学校放課後等支援事業とのすみわけは。また、放課後等デイサービスは、サービスの質に問題のある事業所もあると聞く。質の確保の取り組みは。	もともと市内に放課後等デイサービスの事業所がないということから、特別支援学校放課後等支援事業が始まっている。また、学校というなれた場所でない支援が難しいお子さんもいる。今後の検討課題と認識している。質の向上については、監査での指導に加え、昨年度から研修を実施しており、質の向上を図っている。
31	資料3	目標6 (P41)	施策6-2 療育・支援体制の充実強化 の〇2つ目の訪問療育について、だいたい月に1回の訪問と聞いている。それだと、かかわりがほとんどない中での療育になっているため、もう少し回数が増えるべきではないか。	大変重要な課題と認識しており、今後検討していく。
32	資料3	目標6 (P41)	小児慢性特定疾病で医療依存度の高いお子さんで通学している場合のお子さんや親御さんへの支援についての記載がないが。施策の方向性の記載はできないか。通学支援など。	P19に、医療費助成について記載している。文章について表現の工夫をする。
33	資料3	第3章 (P43)	成果指標は数が少ない。基本目標すべてを網羅できていないのではないかと。指標の候補になりそうな数値を挙げてもらえば検討するが。	なかなかよい指標が見当たらない状況であるが、検討する。
34	資料3-1 (第4回)	—	就労支援について、具体的にどのような内容なのか。	企業の方々に障がいのことを理解していただくため、就労支援センターでセミナーなどを実施しているが、さらにしっかり個別に説明していく。職場開拓の中で、丁寧に説明するなどしながら、個別の機会信頼関係を高めていき、職場体験の場を増やしていく。
35	資料3-1 (第4回)	—	訪問看護事業所での一時預かりとあるが、資料5の中に「セカンドホームプロジェクト」がこれにあたるのか。概要を説明してほしい。	医療型短期入所の検討を進めていく中で行った事業。いつも使っている24時間対応の訪問看護ステーションでの預かりを試行した。効果があるとの結果であったので、そういったところを検討していきたい。
36	資料3-1 (第4回)	—	訪問看護ステーションなので、当然宿泊場所はないと思うが。通常、短期入所を実施する場合は、施設基準等があると思うが、そこはどのようにするのか。	その辺を含め、詳細は検討していく必要があると思う。今の短期入所のだけでは難しいという課題があるので、そういったことに取り組んでいきたい。
37	資料4	目標2 (P21, P26)	島しょ診療所について、夜間の対応についてはどう考えているのか。	現在は、日中のみである。しかし、例えば、玄界島は常駐医師がいるため、実情として、緊急時の対応は可能である。
38	資料4	目標2 (P19, P24)	認知症の書き込みが非常に少ない。医師会とのネットワークなどについても触れられていない。医療対策の項目として記載する必要があるのではないかと。	高齢者分野計画において、基本目標レベルで詳しい記載をしている。